

仙台整形だより

Vol.12



基本理念

患者さんと地域に信頼される、質の高い整形外科医療を行います。
患者さんの権利を尊重し、ともに歩む医療を行います。
やさしさと思いやりにあふれた医療サービスに努めます。



患者さんの権利

人格が尊重され、プライバシーが守られる権利
より適切な医療を平等に受けられる権利
病気と診療内容、医療費などについて十分に知る権利
診療内容や治療機関などを選択し、決定する権利



医療機能評価ver.6.0 認定



主な内容 東日本大震災関連
腰痛について（その3）
お知らせ



東日本大震災の記録

～このたびの震災で亡くなられた方にはお悔やみを
被災された方にはお見舞いを申し上げます～

平成23年3月11日（金） 14時46分 大地震が発生しました。

地震による病院自体の損壊は軽度で、大けがをされた患者さんもおりませんでした。電気、ガス、暖房の供給、エレベーターが停止しましたが、幸いにして上水道は維持されていました。院内は非常用電源に切り替わり、電気は限られた場所でしか使用できなくなりました。

津波は病院まで直線距離で約1kmの仙台東部道路まで到達していましたが、当院への影響はありませんでした。しかし、地震直後から1階の玄関・受付付近には、近隣の住民の方々が避難してきて大変な混雑となりました。

自宅や家族が被災した職員も多数おりましたが、当日から急患や余震等に備えて通常より多い数の職員が泊り込み、一丸となって診療の維持にあたりました。

病院を避難場所として地域の方に開放しました

- 津波に備え、1階フロアにいた患者さんや避難してきた方々を2階から5階の各階へ避難誘導しました。
- 津波の心配がなくなったあとは、受付付近に待合イスを設置し、避難してきた方々のスペースとしました。毛布などを貸し出し、夜間も玄関の施錠はせず、駐車場のゲートも開放したままにし、自由に避難できるようにしました。
- 停電が続くなか、自家発電にて地域で唯一のテレビ放映を行い、情報発信を行いました。
- 自宅が被災し帰宅できなくなった患者さんやそのご家族を避難者として受け入れました。
- 持ち寄った職員の炊飯ジャーで炊き出しを行いました。
- 在宅医療用機器のバッテリーや携帯電話の充電を希望される方が来院されるようになり、充電コーナーを設置し自由に充電ができるようにしました。
- 仙台市の災害電話を設置しました。



受付・エレベーターホール付近



正面玄関前
(3月11日)

病院内の状況

- 地震後、急きょ外来待合ホール東側を救急処置室として、被災した方の診療を行いました。特に地震当日と翌12日(土)は、けがをされた方が多数受診されました。
- 当初、救援物資の確保が困難で、入院患者さんには非常食や炊き出しのおにぎりなどで辛抱していただきました。
- 15日(火)夕方の電気の復旧を受けて、16日(水)には院内も明るくなり、エレベーターが稼動し、X線撮影もできるようになりました。重油の残量はあと1日分でした。
- 16日(水)には、近隣および県外の入院診療が困難となつた医療機関から、十数名の入院患者さんを受け入れました。
- 19日(土)、重油を少量入荷できたため、ボイラー、オートクレーブ(高圧蒸気滅菌装置)の制限運転を開始しました。しかし、重油の量が自家発電の2~3日分であったこと、次の入荷の見込みが立たなかつたこと、再停電が懸念されたこともあって、暖房までは行えませんでした。
- 22日(火)から午前のみの外来診療を再開しました。23日(水)には、震災で中断した手術を行いました。
- 26日(土)に重油が再入荷し、約2週間ぶりに暖房を再開しました。オートクレーブも安定して使用可能となりました。
- 28日(月)から午前午後とも通常どおりの外来診療を開始し、延期していた手術も全面的に再開しました。しかし、ガソリン不足による職員の足の確保が問題となりました。
- 4月2日(土)、ガスが全面復旧し、通常どおりの食事の提供ができるようになりました。



震災当日夜間の外来待合ホール
(救急処置室として診療を行う)



正面玄関前
(工事終了後)

震災直後は、周辺の段差、亀裂でご不便をおかけしておりましたが、7月中旬に震災の補修工事を終了しました。

お 礼

震災直後より、売店を経営する白嶺サービス様、近隣の事業所様から食料品、患者さんのご家族からも冷凍食品の提供などをいただきました。また、不十分な診療体制の中で多くの患者さん、特に入院中の患者さんには色々とご辛抱していただくことになりました。しかし、皆様のご理解とご支援によって、この非常事態を乗り切ることができました。

職員一同、皆様のご協力に深く感謝し、厚く御礼を申し上げます。



腰痛(その3)

副院長 兵藤 弘訓

腰痛の分類(Vol.11の続き)

● 3) 非特異的腰痛

神経根以外の骨や関節、靭帯、筋肉の障害によって生じる腰痛とされ、その中のどこが痛みの原因になっているのかを診断できない腰痛のことです。このような腰痛では、よく診断に用いられているレントゲン写真やMRIなどでは加齢的な変化くらいしか写らないため、その原因となっているところを画像上の異常として捉えられません。また、たとえ椎間板ヘルニアや脊柱管の狭窄、腰椎の不安定な動きといった異常がみられても、症状に関係していないものもあるため、痛みとの関連性を判断するのが難しいことがあります。現在のところ、このような痛みの原因の診断は、椎間板や椎間関節など原因となっていると思われるところに局所麻酔薬を注入し、腰痛が消えるかどうかで行っています。

a) 非特異的急性腰痛

米国やイギリスのガイドラインによれば、非特異的急性腰痛では単に安静にして寝ているだけの治療は推奨されていません。むしろ、できるだけ活動性を維持しながら、消炎鎮痛薬や筋弛緩薬などを用いて痛みを和らげる治療が推奨されています。しかし、痛みのため身動きもとれないような場合はこの限りではありません。

非特異的急性腰痛の中でも突然に生じる激しい腰痛は、「ぎっくり腰」とも呼ばれています。ドイツではその様子から「魔女の一撃」などと名付けられています。私たちはこの「ぎっくり腰」に対して椎間板内に麻酔薬を注入する椎間板ブロック療法を行ってきました。その結果、椎間板由来のものが70%を占め、残りの30%が椎間関節あるいは仙腸関節(仙骨と骨盤をつなぐ関節)由来のものと分かりました。これまで、その多くが椎間関節由来と考えられていたのですが、その割合は予想外に低いことも分かりました。「ぎっくり腰」に対する椎間板ブロックは即効性があり、原因も診断できる有用な治療法です。

b) 非特異的慢性腰痛

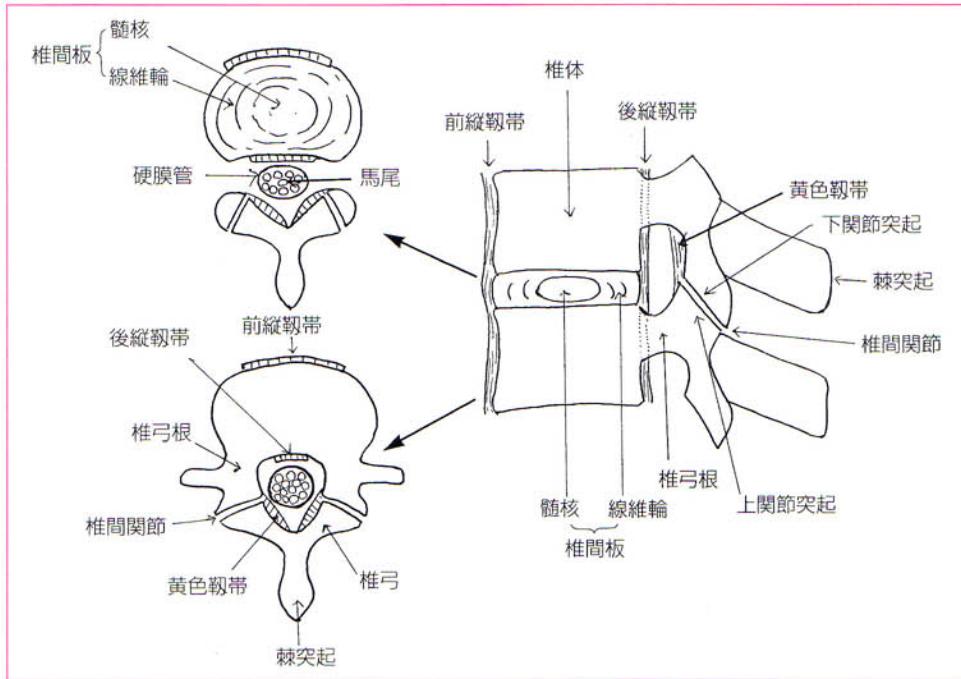
非特異的慢性腰痛も椎間板、椎間関節、筋・筋膜など由来のものが考えられていますが、その痛みの原因を探ることは急性のもの以上に難しいことがしばしばです。椎間板や椎間関節由来の痛みは、以下のような方法で診断されますが、偽陽性率(間違いを正解とする確率)も高く、いまだ多くの人が納得できる方法とはなっていません。さらに、慢性腰痛の場合は、その痛みの持続に社会的、精神的要因が影響するといわれていますので、なおさらです。

椎間板由来の痛みについては、腰椎前方固定術後に腰痛が消失することや、局所麻酔下の腰椎手術時に線維輪や後縦靱帯を刺激すると腰痛を感じることで、その存在が推測されていました。現在行われている診断法も、椎間板内に造影剤を注入（椎間板造影）し、同じ腰痛が再現するかどうかを目安に行われています。これによれば、椎間板由来の痛みは全体の約40%を占めるといわれています。

一方、椎間関節由来の腰痛については、椎間関節ブロックによる除痛効果によって診断されます。その臨床的特徴は、腰をうしろにそる動作（後屈）が制限されていることと、その時に腰痛が再現すること、殿部や大腿後面ないし後側面に痛みがひびくことです。一般に、高齢者に多く、背筋に限局した圧痛がみられ、腰痛は片側で、患者さんが痛いところを指し示すことができるといわれています。

非特異的慢性腰痛の治療には、消炎鎮痛剤や筋弛緩剤などの薬物療法、温熱療法や筋力訓練といった理学療法、各種ブロック療法などの保存療法が行われています。しかし、欧米ではレントゲン写真やMRIなどにみられる加齢的な変化だけをもとに、金属を使用した腰椎の固定術や人工椎間板置換術が盛んに行われています。これらでは高額な器材が必要で、その治療成績もまだ安定しておらず、さらに、合併症の頻度も高く、再手術となる例も少なくないといったことがいわれており、決して安いに行うべきではないと考えています。このような非特異的慢性腰痛の治療には、従来どおりの保存療法が優先されるべきです。

背骨の構造 図1 (仙台整形だより Vol.10より)





医療機能評価 ver.6.0 認定病院となりました

当院は、医療の質・安全の確保、患者サービスなど、一定以上の水準を満たしている医療機関であるとして日本医療機能評価機構から認定されました。

平成18年に「医療機能評価ver.4.0」の認定を受けてから認定期間である5年が経過しましたので、レベルアップした「医療機能評価ver.6.0」の更新審査を受け、このたびあらためて認定されたものです。

今後もこの結果に満足することなく、より良い医療サービスを提供し、患者さんから信頼される病院を目指していきたいと存じます。

なお、平成23年7月1日現在の医療機能評価の状況は、全国8650病院の中で約3割にあたる2494病院が認定を受けており、宮城県内では、147病院中、約2割の30病院が「認定病院」となっております。

全国病院機能評価状況（平成23年2月28日現在）

都道府県名	全病院数	認定数	認定率(%)	都道府県名	全病院数	認定数	認定率(%)
北海道	587	135	23.0	滋賀県	60	26	43.3
青森県	104	21	20.2	京都府	175	59	33.7
岩手県	96	29	30.2	大阪府	540	172	31.9
宮城県	147	30	20.4	兵庫県	351	118	33.6
秋田県	74	16	21.6	奈良県	75	22	29.3
山形県	70	22	31.4	和歌山県	92	19	20.7
福島県	141	34	24.1	鳥取県	45	14	31.1
茨城県	189	35	18.5	島根県	55	17	30.9
栃木県	110	23	20.9	岡山県	176	64	36.4
群馬県	137	42	30.7	広島県	253	89	35.2
埼玉県	353	98	27.8	山口県	148	43	29.1
千葉県	283	55	19.4	徳島県	118	39	33.1
東京都	643	182	28.3	香川県	95	25	26.3
神奈川県	345	100	29.0	愛媛県	144	40	27.8
新潟県	132	41	31.1	高知県	138	36	26.1
富山県	110	25	22.7	福岡県	467	151	32.3
石川県	102	36	35.3	佐賀県	110	30	27.3
福井県	76	21	27.6	長崎県	163	41	25.2
山梨県	60	16	26.7	熊本県	217	69	31.8
長野県	134	48	35.8	大分県	162	49	30.2
岐阜県	104	32	30.8	宮崎県	143	33	23.1
静岡県	185	59	31.9	鹿児島県	268	87	32.5
愛知県	332	108	32.5	沖縄県	94	38	40.4
三重県	105	34	32.4	合計	8,708	2,523	29.0

(注1) 全病院数は、平成22年3月末の概数 (厚生労働省 調査データより)

(注2) 「病院機能評価」は、(財)日本医療機能評価機構が行っている事業です。

(財)日本医療機能評価機構ホームページ <http://jcqhc.or.jp>

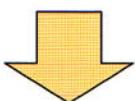


東日本大震災で被災された方へ

平成23年7月1日から東日本大震災で被災された方の窓口での確認方法が変わりました。保険診療を受ける際は、『健康保険証（健康保険被保険者証）』と『一部負担金等免除証明書』をご提示ください。一部負担金等免除証明書の提示がない場合は、窓口でのお支払いが必要となりますので、よろしくお願ひいたします。

『健康保険証』

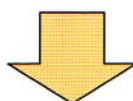
『一部負担金等免除証明書』
両方を提示



窓口負担のお支払いは
免除されます。

『健康保険証』
提示

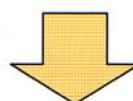
『一部負担金等免除証明書』
持っていない
(申請中の場合も含みます)



窓口での一部負担金等の
お支払いが発生します。

『健康保険証』

『一部負担金等免除証明書』
両方とも持っていない



全額自己負担（10割）での
お支払いとなります。

窓口での一部負担金の支払い猶予の取り扱いは、平成23年6月30日で終了となりました。一部負担金等免除証明書の申請、免除の対象の方ですでお支払いされた一部負担金等の払い戻しにつきましては、健康保険証の発行元で手続きをお願いします。

その他、わからないことなどございましたら、受付窓口か医療福祉相談室でおたずねください。

看護職員募集

現在、看護師を募集しております。

三交替勤務が可能な方で関心のある方は下記までご連絡ください。

【お問合せ先】

仙台整形外科病院 看護部長 高橋まで

TEL 022-288-8900

（月～金）8:30～17:00





お車をご利用の方

仙台市中心部からお越しの方

- ① 六丁目交差点を過ぎてから2つ目の歩道橋を右折する
- ② 1つ目の信号の右側が当院

仙台東ICからお越しの方

- ① 料金所を出て最初の信号を左折する
- ② 左折してから3つ目の信号を左折する
- ③ 1つ目の信号の右側が当院



仙台市営バスをご利用の方

※()内の系統番号のバスをご利用ください

仙台駅西口バスターミナル → 約20分 → 六丁の目南町停留所

4番乗り場 新浜・岡田車庫行 (300番)

賀茂皇神社行 (305番)

キリンピール行 (306番)

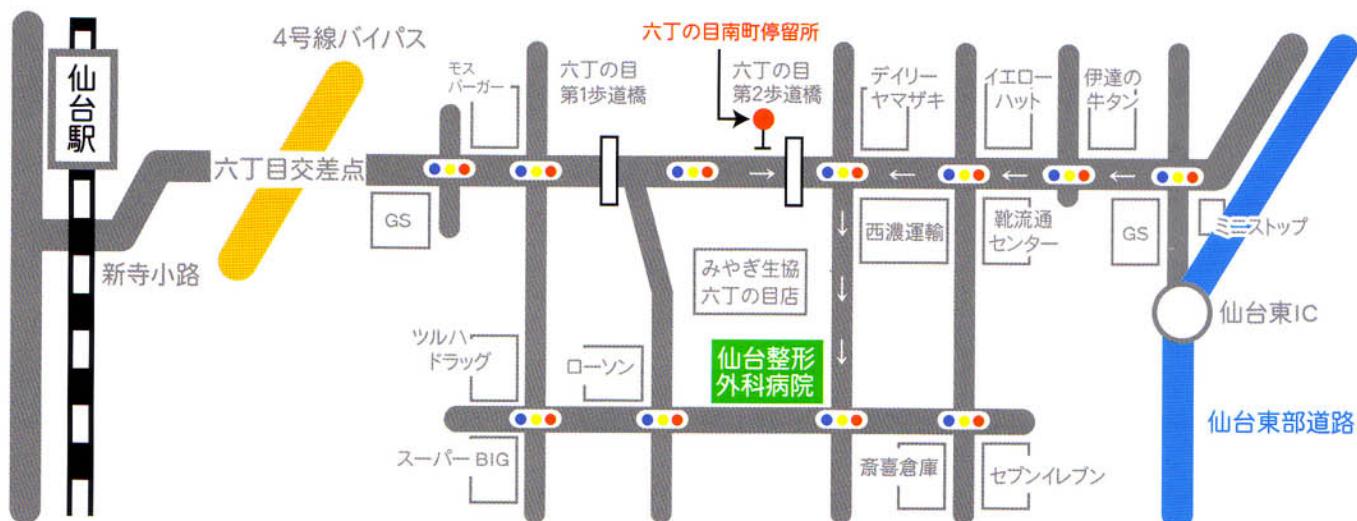
6番乗り場 六丁の目東町行 (440番)

(若林区役所経由)

六丁の目南町停留所にて下車後、六丁の目第2歩道橋をわたり南約200m(徒歩5分)



周辺地図



広域地図



仙台整形外科病院 広報誌 仙台整形だより

発行元 仙台整形外科病院 広報誌委員会
(発行日 平成23年8月)

〒984-0038 仙台市若林区伊在字東通24番地

TEL 022-288-8900(代表)

FAX 022-288-8994

URL <http://www.sendaiseikei.or.jp>